

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

第4準備書面

令和4年8月1日

那覇地方裁判所民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与世田 兼 稔



第1 求釈明に対する答弁

1 はじめに

補助参加人は、裁判所よりの原告ら求釈明に対し必要な限度で回答されたいとの要請に鑑み、再度、原告らの求釈明の趣旨と本訴請求原因との関連性も踏まえながら、必要な限度で回答することにした。

2 求釈明事項について

- (1) アの「後付けコンセント」についての求釈明については、既に答弁済みである。

原告が追加釈明を求めている「設置主体」、「設置時期」、「設置理由」についてであるが、補助参加人が過去に遡って工事発注履歴等の資料を調査してみたが事実確認することができなかった。

イの「延長コード」については、補助参加人は既に答弁済みである。

原告らの「当該設備管理会社及び専門技師を明らかにした上、発注内容を確認すべく同社に対する仕様を記した発注書を提示されたい」との追加の求釈明については、補助参加人の答弁済みの事項について、さらに細かな事実解明を目的としている。しかし、本訴請求原因との関連において必要性を認め難く、加えて、「設備会社名」の開示により同社に迷惑がかかるおそれがあることから取引の信義上、取引先の同意承認なしでの開示はできかねるし、「専門技師の氏名」については個人情報ということになることから補助参加人において開示できるものではない。

- (2) 求釈明事項1「LED照明と延長コードの安全対策」については、既に補助参加人第2準備書面において、詳細な答弁がなされている。

原告の追加的な求釈明とは、原告らの特異な見解を前提として、補助参加人の対応を批判するものでしかないので、応答の必要性を認めない。

- (3) 原告らの求釈明事項2（LEDコンセントの抜き差し）についても、補助参加人は既に答弁済みである。この点、原告らは、原告ら主張の補助参加人過失を基礎づける事実とすべく、「電気トラブルによる火災に対する注意義務を構成するものである」との争点について、補助参加人に自白を求めているに等しい求釈明であるので、答弁できない。

原告ら主張のような注意義務があるのか否かが本件における最重要な争点の一つになるのであるから、現在の主張・立証を踏まえて裁判所において判断すれば足りる事項である。

- (4) 求釈明事項3（後付けコンセントを24時間通電ブレーカーに接続していた理由）についても補助参加人は、「第2準備書面の第4項（3頁）」において詳細な答弁をしている。

原告らの追加の求釈明とは、原告ら主張の補助参加人過失を基礎づける「夜間に電源の落ちない24時間通電するブレーカーに繋がる『後付けコンセント』に『延長コード』（LED照明に接続）を接続すべきではなかったというのが原告らの主張である。補助参加人には正殿における火災防止上の注意義務に違反する過失がある」との主張について、原告ら主張を認めよと迫っているものに過ぎないから、補助参加人において答弁できる内容であるはずがない。もとより、原告らの独自の見解を前提としての議論に応答することは本件裁判事案における補助参加人の義務と解することはできない。

- (5) 求釈明事項4（補助参加人らが作成提出した消防計画）について」であるが、

ア 「巡回マニュアル」は丙第5号証なので、これ以外の資料はない。

なお、業務計画書については、丙8号証として追加提出する。

イ 本件事案は、火災発生時における「消防計画」が争点となるものである。丙第6号証で提出した「消防計画」は、「消防計画変更届」となっているが、変更は部分的なものであり内容は消防計画の全容となっていることから、それ以前の「変更前の消防計画」を提出する意味があるとは思えないので任意の提出には応じ難い。原告らにおいて提出を求めたいのであれば、文書提出命令の申立てをなすべきである。

ウ 「自衛消防計画」は、丙6号証で提出した「消防計画」のことである。

エ 警防計画は、那覇市に提出を求めるべきである。

オ 防火計画とは、既に提出済みの「消防計画」(丙6)のことである。

なお、補助参加人理事長が沖縄県議会土木環境委員会において発言した「防火計画」とは、丙6のことを指しており、これ以外に「消防計画」は存在していない。

第2 原告ら主張の「火災時系列表」に対する認否について

1 原告ら主張の「火災発生前」の時系列の事実については、乙9(首里城火災に関する再発防止等報告書)及び甲6(土木環境委員会記録)記載に基づく時系列について、概ね認める。しかし、甲13及び甲14に基づく時系列については、鋤谷論文等から整理した内容であり、原告らの独自の見解、推論を前提としての議論に応答することは本件裁判事案における補助参加人の義務と解することはできないことから回答を差し控える。

2 原告ら主張の「火災発生後」について、登場人物については概ね認める。監視カメラ(正殿に4台)も認める。

3 原告ら主張の「火災発生後」の時系列の事実については、乙9(首里城火災に関する再発防止等報告書)及び甲6(土木環境委員会記録)記載に基づく時系列については、概ね認める。しかし、甲13及び甲14に基づく時系列については、鋤谷論文等から整理した内容であり、原告らの独自の見解、推論を前提としての議論に応答することは本件裁判事案における補助参加人の義務と解することはできないことから回答を差し控える。

以 上